

地方独立行政法人の定款の項目について

- 地方独立行政法人法第 8 条の規定により、法人を設立しようとするときは、次に掲げる事項を規定しなければならない。
- 定款は、山形県及び酒田市の議会で同一のものを議決する必要がある。
(9 月定例会予定)
- この場合に都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣の認可を受けなければならない。
 - 1 目的
 - 2 名称〔法人名〕
 - 3 設立団体
 - 4 事務所の所在地
 - 5 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
 - 6 役員の数、任期その他役員に関する事項
 - 7 業務の範囲及びその執行に関する事項〔病院名・所在地、業務の範囲・方法〕
 - 8 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。）の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地
 - 9 資本金、出資及び資産に関する事項
 - 10 公告の方法
 - 11 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項